



和歌山市公報

令和6年（2024年）1月4日
第1766号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

番号		ページ
66	和歌山市火災予防規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・（予防課）	2

【告示】

（令和5年）

505	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	2
506	公示送達（参加差押解除通知書）・・・・・・・・・・・・（納税課）	2
507	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請の概要・・・・・・・・・・・・（環境政策課）	3
508	和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づく指定管理者の指定・・・・・・・・・・・・（文化振興課）	5
509	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	5
510	和歌山都市計画生産緑地地区の変更の図書の縦覧・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	6
511	公示送達（市県民税普通徴収督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税（種別割）督促状）・・・・・・・・・・・・（納税課）	6
512	公示送達（令和5年度（平成29年度分）介護保険料納入通知書（特別徴収）並びに令和5年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収））（介護保険課）	6
513	公示送達（令和5年度第4期及び第5期国民健康保険料督促状）・・・・・・・・（国保年金課）	7

（令和6年）

1	和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づく指定管理者の指定・・・・・・・・・・・・（総務企画課）	7
2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関からの変更の届出・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	7
3	身体障害者福祉法の規定による医師の指定・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	8

【選挙管理委員会告示】

70	選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	8
71	選挙管理委員会委員長の選出・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	8

【企業局告示】

38	和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の効力を停止した者・・・・・・・・（企業総務課）	8
39	和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による営業所の所在地の変更の届出・・（企業総務課）	9

【消防局告示】

1	液化石油ガス貯蔵施設等の許可申請に必要な意見書の交付申請基準（平成9年消防局告示第2号）の一部改正・・・・・・・・・・・・（予防課）	9
---	--	---

【 規 則 】

和歌山市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 1 月 28 日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第 66 号

和歌山市火災予防規則の一部を改正する規則

和歌山市火災予防規則（昭和 37 年規則第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 8 号様式の 2 中 「

全出力又は 定格容量	kW Ah・セル
---------------	-------------

」 を 「

全出力又は 蓄電池容量	kW kWh
----------------	-----------

」

に、「定格容量の欄」を「蓄電池容量の欄」に、「定格容量を記入」を「蓄電池容量（定格容量）を記入」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の和歌山市火災予防規則の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（令和 5 年 1 月 28 日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第 505 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和 5 年 1 月 26 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供する。

令和 5 年 1 月 26 日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長 (m)	幅員 (m)
7-57	吹上 57 号線	和歌山市堀止西 2 丁目 226 番 3 地先 ～ 和歌山市堀止西 2 丁目 226 番 3 地先	旧	14.20	2.20 ～ 2.40
			新	14.20	3.05 ～ 3.10

（令和 5 年 1 月 26 日揭示済）

和歌山市告示第 506 号

参加差押解除通知書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和 29 年条例第 30 号）第 16 条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき参加差押解除通知書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 5 年 1 月 27 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

(登載省略)

(令和 5 年 1 2 月 2 7 日 掲 示 済)

和歌山市告示第 5 0 7 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 4 8 年法律第 1 1 0 号）第 8 条第 1 項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 申請の概要

- (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
花王株式会社 和歌山工場
和歌山市湊 1 3 3 4 番地
工場長 山口浩明
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
花王株式会社 和歌山工場
和歌山市湊 1 3 3 4 番地
- (3) 特定施設の種類
変更なし
- (4) 特定施設に関する事項
変更なし
- (5) 汚水等の処理に関する事項
別表第 1、別表第 2、別表第 3 及び別表第 4 のとおり
- (6) 排出水の汚染状態及び量
別表第 5 のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
令和 5 年 1 2 月 2 7 日から令和 6 年 1 月 1 8 日まで
- (2) 場所
和歌山市七番丁 2 3 番地 和歌山市役所 6 階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第 1 汚水等の処理に関する事項（1）

区分		変更前				変更後			
施設名		油脂系排水処理施設（加圧浮上）				同左			
構造		コンクリート構造				同左			
主要寸法		浮上分離槽 Φ9.6×3.05H(m)				同左			
能力		SS 3,840kg/日				同左			
処理の方式		凝集浮上方式				同左			
1 日当たりの使用時間		連続 24 時間				同左			
使用の季節的変動の有無		なし				同左			
汚 水 等 の 汚	区分	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8
	COD (mg/L)	162.9	98.6	202.2	122.4	162.9	98.0	202.0	122.3
	SS (mg/L)	123.5	19.6	148.2	23.6	123.4	19.6	148.1	23.6

染 状 態	OIL (mg/L)	141.6	12.6	168.3	15.0	141.5	12.6	168.1	15.0
	T-N (mg/L)	46.2	41.8	53.2	48.1	46.1	41.8	53.1	48.1
	T-P (mg/L)	4.7	1.8	5.6	2.1	4.7	1.8	5.6	2.1
汚水等の1日当たりの量 (m ³)		5661.4	5661.4	6882.9	6882.9	5667.4	5667.4	6888.9	6888.9

別表第2 汚水等の処理に関する事項（2）

区分		変更前				変更後			
施設名		油脂系排水処理施設（活性汚泥）				同左			
構造		コンクリート構造				同左			
主要寸法		曝気槽 30.6W×30.5L×4.3H(m)				同左			
能力		COD 3,600kg/日				同左			
処理の方式		活性汚泥方式				同左			
1日当たりの使用時間		連続24時間				同左			
使用の季節的変動の有無		なし				同左			
汚 水 等 の 汚 染 状 態	区分 項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8
	COD (mg/L)	112.8	20.0	139.2	24.8	112.2	19.9	139.1	24.7
	SS (mg/L)	19.7	12.8	23.6	15.3	19.7	12.8	23.6	15.3
	OIL (mg/L)	12.0	3.0	14.2	3.6	12.0	3.0	14.2	3.6
	T-N (mg/L)	49.7	31.6	55.6	34.6	49.6	31.6	55.6	34.6
T-P (mg/L)	3.5	1.3	4.2	1.5	3.5	1.3	4.2	1.5	
汚水等の1日当たりの量 (m ³)		5713.4	5713.4	7332.9	7332.9	5719.4	5719.4	7338.9	7338.9

別表第3 汚水等の処理に関する事項（3）

区分		変更なし				変更なし			
施設名		活性剤系排水処理施設（凝集沈殿）				活性剤系排水処理施設（生物処理）			
構造		コンクリート構造				コンクリート構造			
主要寸法		沈殿分離槽Φ8.7×Φ13.5×4.1H(m)				曝気槽 有効534m ³ ×4槽・沈殿槽Φ8.4×4.0H(m)			
能力		SS 960kg/日				COD 768kg/日			
処理の方式		凝集沈殿方式				活性汚泥方式・凝集沈殿分離方式			
1日当たりの使用時間		連続24時間				連続24時間			
使用の季節的変動の有無		なし				なし			
汚 水 等 の 汚 染 状 態	区分 項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8
	COD (mg/L)	188.4	66.5	227.0	80.1	66.5	20.0	80.1	24.0
	SS (mg/L)	37.6	15.0	45.2	18.0	15.0	7.5	18.0	9.0
	OIL (mg/L)	43.2	8.6	51.8	10.4	8.6	1.8	10.4	2.1
	T-N (mg/L)	5.0	4.5	5.0	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
T-P (mg/L)	1.4	0.1	1.7	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
汚水等の1日当たりの量 (m ³)		2219.9	2219.9	3806.6	3806.6	2219.9	2219.9	3806.6	3806.6

別表第4 汚水等の処理に関する事項（4）

区分	変更なし				
施設名	個別活性汚泥処理施設				
構造	コンクリート構造				
主要寸法	曝気槽 有効 35.6m ³ ×8 槽・水面積 39.7m ²				
能力	COD 765kg/日				
処理の方式	活性汚泥方式・凝集沈殿分離方式				
1日当たりの使用時間	連続24時間				
使用の季節的変動の有無	なし				
汚水等の の 汚染 状態	区分	通常		最大	
	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	6～8	6～8	6～8	6～8
	COD (mg/L)	770.0	330.0	924.0	396.0
	SS (mg/L)	150.0	20.0	180.0	23.9
	OIL (mg/L)	4.0	1.9	4.8	2.2
	T-N (mg/L)	340.0	170.0	340.0	170.0
	T-P (mg/L)	30.0	30.0	36.0	36.0
	汚水等の1日当たりの量 (m ³)	52.0	52.0	450.0	450.0

別表第5 排出水の汚染状態及び量

汚水等の の 汚染 状態	区分	変更前		変更後	
	項目	和歌山港No.6排水口		同左	
		通常	最大	通常	最大
	pH	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	COD (mg/L)	10.7	12.5	10.7	12.5
	SS (mg/L)	13.5	14.3	13.5	14.3
	n-Hex (mg/L)	1.6	1.8	1.6	1.8
	T-N (mg/L)	10.4	11.2	10.4	11.2
	T-P (mg/L)	0.6	0.6	0.6	0.6
	排出水の1日当たりの量 (m ³)	21,004.3	29,139.5	21,010.3	29,145.5

(令和5年12月27日揭示済)

和歌山市告示第508号

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年条例第4号）第7条第1項の規定により指定管理者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年12月27日

和歌山市長 尾花正啓

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
和歌山城ホール	株式会社ケイミックスパブリックビジネス	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(令和5年12月27日揭示済)

和歌山市告示第509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和5年12月27日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年12月27日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長(m)	幅員(m)
38-64	雑賀64号線	和歌山市関戸2丁目456番2地先 ～ 和歌山市関戸2丁目456番2地先	旧	17.80	2.10 ～ 3.05
			新	17.80	4.00 ～ 5.45

(令和5年12月27日揭示済)

和歌山市告示第510号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年12月27日

和歌山市長 尾花正啓

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画生産緑地地区の変更

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

和歌山市西浜字下新堤内ノ坪、西浜字下川向ノ坪、太田字老人島、出水字四反長、西庄字外浜 の各一部

削除する部分

和歌山市有家字瀬見田、有家字西田 の各一部

3 都市計画の縦覧場所

和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

(令和5年12月27日揭示済)

和歌山市告示第511号

市県民税普通徴収督促状、固定資産税・都市計画法督促状及び軽自動車税（種別割）督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年12月28日

和歌山市長 尾花正啓

(別紙省略)

(令和5年12月28日揭示済)

和歌山市告示第512号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第2

0条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年12月28日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和5年度（平成29年度分）	介護保険料納入通知書（特別徴収）	
令和5年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和5年度第6期の納期は、令和6年1月5日に変更する。

（別紙省略）

（令和5年12月28日揭示済）

和歌山市告示第513号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年12月28日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期（月）別	種別	備考
令和5年度	第4期 第5期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和6年1月9日に変更する。

（別紙省略）

（令和5年12月28日揭示済）

和歌山市告示第1号

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年条例第4号）第7条第1項の規定により指定管理者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年1月4日

和歌山市長 尾花正啓

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
和歌山市夜間・休日応急診療センター	公益社団法人和歌山市夜間・休日急患対策協会	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

（令和6年1月4日揭示済）

和歌山市告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月4日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関	担当する医療の種類	（主として担当する医師） 変更前	（主として担当する医師） 変更後	変更年月日
和歌山県立医科大学 附属病（和歌山市紀 三井寺811番地1）	腎臓、腎臓移植	大矢昌樹	山本脩人	令和5年 12月1 5日

(令和6年1月4日揭示済)

和歌山市告示第3号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月4日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	診療科目	診断する障害の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
奥田祐亮	内科	呼吸器機能障害	医療法人橋本病院	和歌山市堀止南ノ丁 4-31	令和6年1月 1日

(令和6年1月4日揭示済)

【 選挙管理委員会告示 】**和歌山市選挙管理委員会告示第70号**

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年12月26日

和歌山市選挙管理委員会

事務局長 山中直樹

- 日時 令和5年12月27日（水）午前9時00分
- 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 案件
和歌山市選挙管理委員会委員長の選挙について

(令和5年12月26日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第71号

和歌山市選挙管理委員会委員長が選出されたので、次のとおり告示する。

令和5年12月27日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 宮原秀明

住所 （登載省略）

氏名 宮原秀明

(令和5年12月27日揭示済)

【 企業局告示 】**和歌山市企業局告示第38号**

和歌山市水道事業給水条例（昭和36年条例第8号）第38条の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の効力を停止した者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第5号の規定により告示する。

令和5年12月26日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定効力の停止期間	登録番号
和歌山県紀の川市貴志 川町北1296番地8 プランニング設備 峠 代表 峠 光弘	プランニング設備 峠	和歌山県紀の川 市貴志川町北1 296番地8	令和6年1月4日から 令和6年3月3日まで	第525号

(令和5年12月26日揭示済)

和歌山市企業局告示第39号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第9条の規定により営業所の所在地の変更の届出があったので、同条例第18条第6号の規定により告示する。

令和5年12月28日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

指定番号	第195号
変更年月日	令和5年12月21日

	変更前	変更後
指定工事店名	株式会社渡辺組	
営業所所在地	和歌山市吹上3丁目4番1号	和歌山市北町26番地
代表者氏名	渡辺哲也	

(令和5年12月28日揭示済)

【 消 防 局 告 示 】**和歌山市消防局告示第1号**

液化石油ガス貯蔵施設等の許可申請に必要な意見書の交付申請基準（平成9年消防局告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年1月4日

和歌山市消防長 吉野 楠哉

前文中「に規定する」を「の」に改める。

第1項中「3キログラム」を「3,000キログラム」に、「貯蔵施設又は」を「貯蔵施設若しくは」に改め、同項第2号中「貯蔵施設等の位置」の次に「（他の施設との関係位置を含む。）」を加え、「（他の施設との位置関係がわかるもの。）」を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×交付年月日	年 月 日
×交付番号	

意見書交付申請書

年 月 日

(宛先) 和歌山市 消防署長

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に定めるところにより、貯蔵施設等の許可を受けたいので、同法第36条第2項又は同法施行規則第56条第2項に定める意見書を交付されたく、別添関係書類を添えて申請いたします。

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 ×印の項は記載しないこと。

(令和6年1月4日揭示済)

【 正 誤 】

令和5年4月3日付け和歌山市公報第1748号正誤表

ページ	行	誤	正
20	上から18行目	令和6年3月31日	令和7年3月31日